

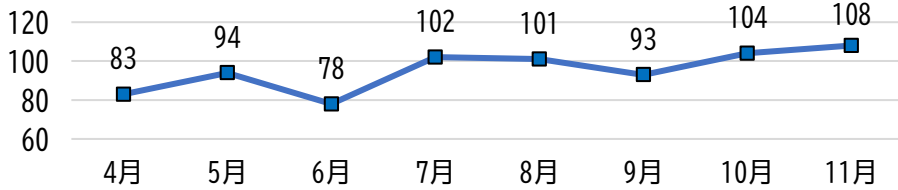


青葉区 消費生活相談情報<速報値>



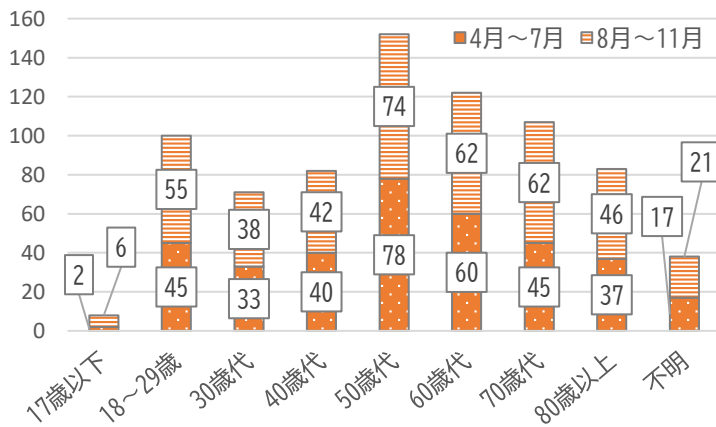
～令和7年1月 新春号～

◇消費生活相談件数



令和6年度累計
763

◇年代別件数



◇主な契約のきっかけ別件数

	8月～11月	4月～7月
SNS SNSをきっかけとして商品やサービスの勧誘等をするもの。	45	46
定期購入 一定の金額を払うことで定期的に商品を購入する契約。	26	21
点検商法 点検と称して来訪し事実と異なることを言って商品やサービス等を契約させる商法。	16	8
電話勧誘 電話で商品やサービスの勧誘等をするもの。	28	26

◇商品・役務別ランキング（令和6年8月～11月受付分）

1位	商品一般	28	宅配業者を名乗るメールが届いた。荷物が届く心当たりがあったため、何も考えず個人情報を入力した。その後、なりすましたと気が付いたが、個人情報を伝えてしまったことが心配だ。
2位	役務その他サービス	25	パソコンで質問サイトを利用し、クレジットカード情報を入力した。後日、「初回金額500円」と「月額金額4,980円」を請求されたが、会員登録したつもりはなく、解約したい。
3位	不動産貸借	23	10年間居住した賃貸マンションを退去後、天井と壁のクロスの張り替え費用など高額な原状回復費用を請求された。普通に使っていたのに納得ができない。

◇相談事例

「不用品買取りのはずが

貴金属を買い取られた！」



購入業者から「不用品を買い取る」「被災地支援に協力してほしい」と電話があり、来訪を承諾した。来訪した担当者に「貴金属はないか」と、当初とは違う物品を売るようしつこく勧誘され、売るつもりのない貴金属を強引に買い取られたという訪問購入に関する相談が増えています。

～訪問購入は特定商取引法で規制され、事業者が守らなければならないルールが定められています～
消費者が勧誘を受け入れた物品以外について売却を求めることや、勧誘を断った消費者に対して、引き続き勧誘をすることは禁止されています。

トラブルにあわないために！

- 購入業者から電話があっても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。
- 突然訪問してきた購入業者は、決して家に入れないようにしましょう。
- 売るつもりのない貴金属などの売却を迫られても、きっぱり断りましょう。
- 必ず契約書を受け取り、書面をしっかりと確認しましょう。

訪問購入*は

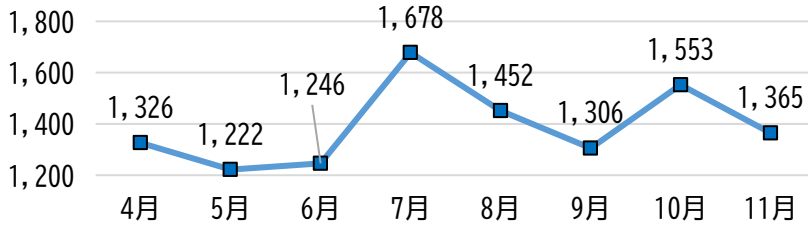
法定の書面を受け
取った日から8日間

クーリング・オフできます

*大型家電、自動車、家具、
有価証券、書籍、DVDなど
政令で指定されたものを除く

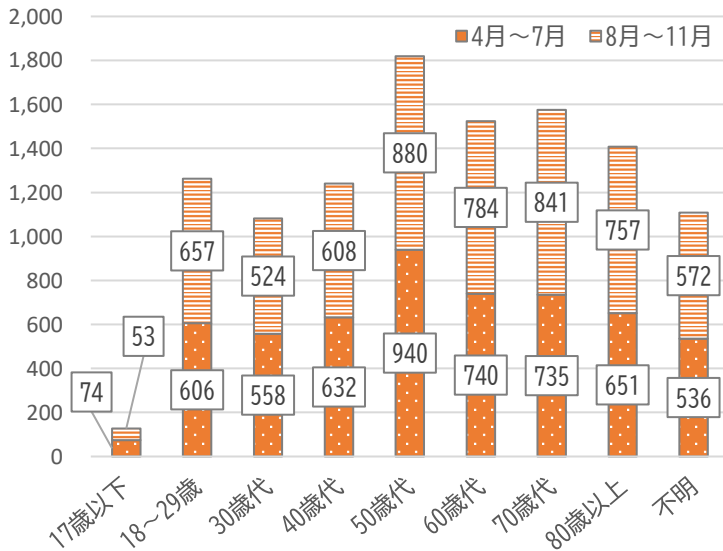


◇消費生活相談件数



令和6年度累計
11,148

◇年代別件数



◇主な契約のきっかけ別件数

	全体	
	8月~11月	4月~7月
SNS SNSをきっかけとして商品やサービスの勧誘等をするもの。	574	557
定期購入 一定の金額を払うことで定期的に商品を購入する契約。	417	428
点検商法 点検と称して来訪し事実と異なることを言って商品やサービス等を契約させる商法。	324	242
電話勧誘 電話で商品やサービスの勧誘等をするもの。	511	439

◇商品・役務別件数 年代別上位5位 (令和6年8月~11月受付分)

順位	17歳以下	18~29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
1位	インターネットゲーム 28	役務その他サービス 44	不動産貸借 60	不動産貸借 47	商品一般 61	商品一般 85	商品一般 86	工事・建築 103
2位	健康食品 4	エステサービス 39	商品一般 26	工事・建築 29	健康食品 45	健康食品 51	工事・建築 58	商品一般 60
3位	化粧品 3	不動産貸借 37	修理サービス 23	商品一般 28	化粧品 41	化粧品 47	役務その他サービス 58	役務その他サービス 46
4位	役務その他サービス 3	医療サービス 30	役務その他サービス 19	化粧品 25	役務その他サービス 38	役務その他サービス 42	化粧品 50	給湯システム 39
5位	その他15分類 各1	商品一般 29	工事・建築 16	健康食品 15	不動産貸借 33	工事・建築 40	健康食品 34	健康食品 37



発行元：横浜市消費生活総合センター
電話相談受付 045-845-6666
平日 9時から18時
土曜・日曜 9時から16時45分

センターHPは
こちら

